

全国商工会議所青年部連合会慶弔贈与金規程

平成 3年11月15日 制定

平成18年 5月20日 改正

平成20年 3月15日 改正

全国商工会議所青年部連合会役員および専門委員について、次の基準により、所属商工会議所青年部事務局等からの連絡に基づき慶弔贈与金を贈呈する。

- (1) 本人の結婚 祝金 20,000円、祝電等
- (2) 本人の死亡 香典 30,000円、花輪・生花等、弔電等
- (3) 親族（配偶者および1親等）の死亡 香典 10,000円、花輪・生花等、弔電等

但し、入院、災害等上記以外の特別な事由が生じ会長が必要と認めたときは、会長が別途取り決める。

付 則

本規程は平成20年 4月 1日より実施する。